

技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

1 掲載日 平成23年5月20日

2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局土地改良総合事務所長 名和 規夫



3 担当部局 〒901-0232 沖縄県豊見城市字伊良波622
沖縄総合事務局 土地改良総合事務所 調査課 情報管理係
電話 098-856-6868
FAX 098-856-6962
電子メールアドレス yukiya_uezato@ogb.cao.go.jp

4 業務内容等

(1) 業務名 平成23年度 沖縄本島南部地区事後評価調査検討業務

(2) 業務内容 沖縄本島南部地区の事後評価に係る総費用の算定及び各効果の算定を行うものである。

(3) 履行期限 平成24年3月中旬（予定）

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 沖縄総合事務局における測量・建設コンサルタント等業務に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再確認を受けた者を除く。

- ⑤ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房經理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に經營を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係るからの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 沖縄総合事務局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ① 企業の経験及び能力
当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無、管内の地域貢献活動への支援
- ② 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、手持ち業務の状況

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

- ① 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、手持ち業務の状況
- ② 業務実施方針、手法等
業務に対する理解度、提案書の的確性、提案内容の創意工夫（新たな効果の算定手法の検討）、実施手順の妥当性、技術者配置の妥当性、特定テーマの成果の確実性

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を書面により配布する。交付期間は、平成23年5月20日から平成23年5月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）の午前9時から午後5時までとする。

(1) 期間 土地改良総合事務所

平成23年5月20日から平成23年5月30日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 〒901-0232 沖縄県豊見城市伊良波622

沖縄総合事務局 土地改良総合事務所

電話 098-856-6868

(3) その他 交付は無料である。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により受付期間内に 7 (2) の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。
- (2) 提出先 3に同じ
- (3) 提出期限 平成23年5月30日 午後5時まで

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 技術提案書の提出者は、業務説明書に基づき技術提案書を作成し持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。
- (2) 提出先 3に同じ
- (3) 提出期限 平成23年6月27日 午後5時まで

9 その他

- (1) 詳細は、業務説明書による。
- (2) 手続における交渉の有無 無
- (3) 契約の保証 要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。
- (8) 上記5(1)の③に掲げる資格の認定を受けていない者も上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該 資格の認定を受けていなければならない。